



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 3 日 (木曜日) 第 625 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

目 次	頁
規 則	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	
○農業大学の授業料及び入学料の徴収に関する規則の一部を改正する規則…………… (担い手農地対策課) 3	
告 示	
○指定障害児通所支援事業の廃止…………… (障がい福祉課) 4	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (“) 4	
○保安林の指定 (6件) …………… (自然環境課) 5	
○特定水産資源の採捕の停止…………… (漁業管理課) 6	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 6	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 6	
公 告	
○県立芸術劇場の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (みやざき文化振興課) 6	
○宮崎県資源管理方針の公表…………… (漁業管理課) 7	
○まさば及びごまさば太平洋系群及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量 (“) 7	
○建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 8	
○入札公告 (2件) …………… 8	
○落札者等の公告…………… 16	
企業局企業管理規程	
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 16	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 18	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 148号の3を次のように改める。

様式第148号の3 (第52条関係)
付



個人県民税徴収取扱費計算書

県税・総務事務所長 殿

年 月 日

市 町 村 長



宮崎県税条例第29条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

年度	計算期間	年 月 日から 年 月 日まで		提出期限
				6・9・12・3各月15日
区 分	徴 収 取 扱 費			備 考
	基 礎	乗 数	金 額	
1 納税義務者の数によるもの	納税義務者の数 政令で定める額			納税義務者の数のうち、過年度について新たに賦課決定を行った分
(1) 前年度分 (3月31日現在の納税義務者数 - 当初課税時の納税義務者数)	人	円	①	人
(2) 本年度の当初課税時の納税義務者数による分	人	円	A	人
	A × 1 / 4		②	円
2 徴収金の払込金額によるもの (平成18年度以前賦課決定分)	払込金額 円	7/100	③	円
3 過誤納金に相当する金額	令和6年度以降年度分	還付金の額 円	あん分率 ④	円
	令和5年度以前年度分	還付金の額 円	あん分率 ⑤	円
4 過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	令和6年度以降年度分	還付加算金の額 円	あん分率 ⑥	円
	令和5年度以前年度分	還付加算金の額 円	あん分率 ⑦	円
5 納期前納付に対する報奨金に相当する金額	報奨金の額 円	あん分率	⑧	納期前納付額 円
6 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る控除額のうち、所得割額から控除できずに市町村が県民税相当額を選付し、又は充当した金額			⑨	円
7 過年度に行った賦課決定を取り消した納税義務者数分の精算	納税義務者の数 人	円	⑩	円
合 計				円 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨-⑩)

(注意)

- 1 (1)及び(2)の納税義務者の数については、退職所得の分離課税に係る人数を含まないものとし、かつ、同一納税義務者が普通徴収と特別徴収の両方により個人県民税を納付し、又は納入している場合は、あわせて1人と計上すること。
- 2 1 (1)は6月提出分のみ記入すること。
- 3 1 (1)は0以下になる場合でも記入すること。
- 4 1の備考及び7については、同一納税義務者に係る複数年度分の賦課決定又は課税取消しがあった場合は、それぞれ各年度ごとに1人として計上すること。
- 5 3の還付金の額は、地方税法17条又は17条の2の規定により市町村が還付し、又は充当した金額(歳出還付した金額に限る。)を記入すること。
- 6 3及び4のあん分率については、当初課税すべき年度に応じて適用するあん分率が異なるため、令和6年度以降年度分と令和5年度以前年度分に分けて計上すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年宮崎県規則第44号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p><u>(個人の県民税の徴収取扱費に係る経過措置)</u></p> <p>2 この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別記様式第148号の3の規定は、平成19年度以後に賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費について適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

農業大学の授業料及び入学料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第45号

農業大学の授業料及び入学料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

農業大学の授業料及び入学料の徴収に関する規則(平成19年宮崎県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の徴収猶予等)</p> <p>第6条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により授業料等の減免を受けようとする者に対し、当該減免の可否が決定するまでの間、当該減免を受けようとする者に係る授業料等の徴収を猶予することができる。</p> <p>2 知事は、生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等の減免を受けることが必要となったこと(以下「家計急変」という。)を理由に法第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(以下「授業料等減免対象者」という。)に対し、同項の規定により認定した日の属する期の最終月までの間、当該授業料等減免対象者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。</p> <p>3 知事は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。)第11条第8項の規定により授業料減免に係る継続願を提出した者のうち、家計急変を理由に授業料の減免を受けている者に対し、当該減免の継続を求めた期の最終月までの間、当該授業料減免に係る継続願を提出した者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項の規定により授業料等の徴収を猶予された者のうち、省令第11条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定に関する申請を行わなかった者、当該認定の対象ではないと判定された者又は授業料等の減免後なお納付すべき授業料等がある者は、知事が指定する期日までに、当該納付すべき授業料等を納付しなければならない。</p>	<p>(授業料等の徴収猶予等)</p> <p>第6条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)第4条第1項又は第6条第1項の規定により授業料等の減免を受けようとする者に対し、当該減免の可否が決定するまでの間、当該減免を受けようとする者に係る授業料等の徴収を猶予することができる。</p> <p>2 知事は、生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等の減免を受けることが必要となったことを理由に法第4条第1項又は第6条第1項の規定により認定した授業料等減免対象者に対し、法第4条第1項又は第6条第1項の規定により認定した日の属する期の最終月までの間、当該授業料等減免対象者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項の規定により授業料等の徴収を猶予された者のうち、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。)第11条第1項又は同条第9項において準用する同条第1項の規定による減免認定又は減免変更認定に関する申請を行わなかった者、当該認定の対象ではないと判定された者又は授業料等の減免後なお納付すべき授業料等がある者は、知事が指定する期日までに、当該納付すべき授業料等を納付しなければならない。</p>

6 第2項及び第3項の規定により授業料の徴収を猶予された者のうち、前期又は後期の授業料の減免額が確定し納付すべき授業料がある者は、知事が指定する期日までに、当該納付すべき授業料を納付しなければならない。

7 第4項の規定により授業料の徴収を猶予された者のうち、授業料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して15日以内に、納付すべき授業料を納付しなければならない。
(授業料等の減免の取消しを受けた者の授業料等の納付等)

第9条 省令第16条各号の規定に該当するものとして授業料等減免対象者としての認定を取り消された者は、当該認定の効力が失われた日に遡って既に減免を受けた授業料等を、知事が指定する期日までに納付しなければならない。

2 [略]

3 法第8条第1項の規定により減免を受けている者が、省令第18条第1項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された場合は、当該停止の日の前日の属する月の翌月から授業料の減免を停止するものとする。この場合において、当該減免の停止を受けた者(県立農業大学校規則(昭和59年宮崎県規則第42号)第13条第1項の規定による休学の許可を受けた者で、新たに第4条第1項第2号に該当して免除を受けた者を除く。)は、当該減免が停止する期間の授業料を、知事が指定する期日までに納付しなければならない。

5 第2項の規定により授業料の徴収を猶予された者のうち、前期又は後期の授業料の減免額が確定し納付すべき授業料がある者は、知事が指定する期日までに、当該納付すべき授業料を納付しなければならない。

6 第3項の規定により授業料の徴収を猶予された者のうち、授業料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して15日以内に、納付すべき授業料を納付しなければならない。
(授業料等の減免の取消しを受けた者の授業料等の納付等)

第9条 省令第16条各号の規定に該当するものとして減免認定又は減免変更認定を取り消された者は、当該認定の効力が失われた日に遡って既に減免を受けた授業料等を、知事が指定する期日までに納付しなければならない。

2 [略]

3 法第4条第1項又は第6条第1項の規定により減免を受けている者が、省令第18条第1項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された場合は、当該停止の日の前日の属する月の翌月から授業料の減免を停止するものとする。この場合において、当該減免の停止を受けた者(県立農業大学校規則(昭和59年宮崎県規則第42号)第13条第1項の規定による休学の許可を受けた者で、新たに第4条第1項第2号に該当して免除を受けた者を除く。)は、当該減免が停止する期間の授業料を、知事が指定する期日までに納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第6条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 418号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300463	児童発達支援・放課後等デイサービスRoots	宮崎県延岡市祇園町1丁目4-6福田ビル2F	株式会社LINK FACTORY	宮崎県延岡市大門町261番地3	令和7年6月3日	児童発達支援、放課後等デイサービス

宮崎県告示第 419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050628	障害者支援施設愛	児湯郡木城町大字	社会福祉法人善仁	宮崎市田野町字桜	令和7年7月1日	生活介護

生園通所型生活介護事業所
椎木3950番1 会

ヶ丘乙1742番地30

宮崎県告示第 420号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字梅壇上甲1282
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 421号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字引猿日平甲3544-8、甲3544-9
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 422号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字霧島甲2292-9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 423号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字穴ヶ迫乙1637、乙1688、乙1690-19、乙1690-20
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 424号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 延岡市安井町1271-16、1271-110、1382-23
- 2 指定の目的 魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 425号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 延岡市北浦町古江字ハイ2947-2
 - 2 指定の目的 魚つき
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 426号

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条に基づく宮崎県資源管理方針別紙1-4の第2の1に定める宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から12月まで）による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えており、法第33条第2項第1号に該当すると認める。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 427号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年7月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
432	県道	元狩倉日南線	日南市大字吉野方字長谷場1299番1地先から同市大字楠原字河原町下348番1地先まで	旧	10.2～25.3	80.5
				新	13.0～25.5	80.5

宮崎県告示第 428号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年7月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
40	県道	都農綾線	西都市大字三納字赤目川原3185番1地先から同市同大字同字3184番1地先まで	令和7年7月3日

宮崎県告示第 429号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年7月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
324	県道	札の元佐土原線	西都市大字三納字赤目川原3195番1地先から同市同大字同字3194番1地先まで	令和7年7月3日

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立芸術劇場の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 県立芸術劇場（以下「劇場」という。）
 - (2) 所在地 宮崎市船塚3丁目 210番地
 - (3) 設置目的 県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与することを目的とする。
- 2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 劇場の利用に関する業務
- (2) 劇場の維持及び保全に関する業務
- (3) 宮崎国際音楽祭に関する業務
- (4) 県民文化振興事業（一般公演、企画立案公演、教育普及及び芸術文化発信の各事業）に関する業務
- (5) その他県立芸術劇場指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立芸術劇場管理規則（平成5年宮崎県規則第47号）第19条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑（禁錮以上の刑を含む。）に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 劇場の管理運営に必要な法令上の許可を受け、又は受ける見込みであること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、劇場の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、管理運営等に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力を有すること。
- (6) 県民文化振興事業の企画及び実施能力を有すること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する県立芸術劇場指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7117
- (2) 配布期間 令和7年7月3日から令和7年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和7年7月22日から令和7年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和7年7月1日付けで別冊のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和7年6月24日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

まさば及びごまさば太平洋系群及びぶりに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の第1及び第2の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

第1 まさば及びごまさば太平洋系群

知事管理区分	数量
宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業	4,042トン
宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

第2 ぶり

知事管理区分	数 量
宮崎県ぶり漁業	101,000トンの内数

建築士法(昭和25年法律第 202号)第9条第1項の規定により、
建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
令和7年6月26日
- 2 免許の取消しを受けた建築士
 - (1) 氏名
花立 満男
 - (2) 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
 - (3) 登録番号
宮崎県知事登録第2680号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2の規定により、二級建築士が死亡した旨の
届出があったため。

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 工事名 令和7年度交建防安第59-9-1号国道 448号石波
工区(仮称)石波トンネル工事(1工区)(以下「本工事」と
いう。)
 - (2) 工事場所 串間市大字市木
 - (3) 工期 この競争入札に係る契約成立の日から令和11年12月28
日まで
 - (4) 工事概要
延長 L = 1,511.0m
幅員 W = 6.0 (8.5) m
トンネル本体内 L = 1,511.0m
坑門工 N = 1 基
 - (5) 予定価格 落札者決定後公表
 - (6) 適用制度 低入札価格調査制度
 - (7) 入札の方法 本工事について入札を実施する。落札決定にあ
たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相
当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、そ
の端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札
者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事
業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 1
00に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、この競争入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム
(以下「電子入札システム」という。)で行う。ただし、入札
書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式による
ことができる。
 - (8) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術申請書を受け付
け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定す

る総合評価落札方式のうち、品質確保の実効性と施工体制確保
の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事で
あり、施工体制評価型総合評価落札方式の型式は、WTO工事
JV型である。

- (9) 本工事は、本契約成立後に施工方法等の提案を受け付ける契
約後VE方式の対象工事である。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この競争入札に参加する資格を有する者は、宮崎県特定建設工
事共同企業体取扱要領(平成6年10月1日県土整備部技術企画課
定め)に基づく特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」と
いう。)の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件
を全て満たすものとする。
 - (1) 共同企業体の資格要件
 - ア 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は、
3であること。
 - イ 構成員の組合せは、各構成員が2(2)の構成員の資格要件を
それぞれ満たす組合せであること。
 - ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体
の構成員でないこと。
 - エ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。
 - オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。
 - カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出
資比率が最大のものであること。
 - キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員でないこと
。
 - (2) 構成員の資格要件
 - ア 構成員の資格要件
 - (ア) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格
等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第 369号)に基づく
令和6・7年度の土木一式工事に係る入札参加資格の認定
を受けていること。
 - (イ) 建設業法(昭和24年法律第 100号)第15条の規定による
土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (ウ) 次の a、b又は c に該当する者でないこと。
 - a 本工事に係る設計業務の受託者(九州建設コンサルタ
ント株式会社(本店所在地:大分県大分市大字曲 936番
地1)、(株)エイト日本技術開発(本店所在地:岡山
県岡山市北区津島京町3丁目1番21号))
 - b aの受託者の発行済株式総数の 100分の50を超える株
式を有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出
資をしている建設業者
 - c 建設業者の代表権を有する役員がaの受託者の代表権
を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
 - (エ) 宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式(WTO工事J
V型)実施要領(令和2年7月1日県土整備部技術企画課
定め。以下「WTO実施要領」という。)別添3の一般競
争入札(施工体制評価型総合評価落札方式(WTO工事J
V型))公告共通事項書(以下「共通事項書」という。)
2に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。
 - イ 代表構成員の資格要件
 - (ア) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績(共
同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の
場合のものに限る。)があること。
 - ① 平成22年度以降に完成した工事であること。

- ② 土木一式工事であること。
- ③ 内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事であること。
- (イ) 土木一式工事における建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値(入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)の提出日時時点で有効かつ最新ののものに限る。以下「総合評定値」という。)が1,200点以上であること。
- (ウ) 次の事項を全て満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。
- ① 一級土木施工管理技士若しくは二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者又は土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。
- ③ 2(2)イ(ア)の要件を満たす工事において、主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人の経験(2(2)イ(ウ)①の資格を有して以降の経験に限る。)を有する者であること。
- ④ 入札執行日の前日時点において、構成員が3か月以上継続して雇用している者であること。
- ウ 第2構成員及び第3構成員の資格要件
- (ア) 2(2)イ(ア)の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。
- (イ) 土木一式工事における総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) 次の事項を全て満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。
- ① 2(2)イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。
- ② 2(2)ウ(ア)の要件を満たす工事において、主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人等の経験(2(2)イ(ウ)①の資格を有して以降の経験に限る。)を有する者であること。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱に基づく令和6・7年度の土木一式工事に係る入札参加資格を有さない者で、本工事の入札に参加を希望する者は、令和7年宮崎県告示第217号に基づき、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。
- (1) 受付期間 令和7年7月3日から令和7年7月18日まで(ただし、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に掲げる休日(以下「県の休日」という。)を除く。午前8時30分から午後5時まで)
- (2) 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課建設業担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7176
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県串間土木事務所 串間市大字西方8970番地 郵便番号 888-0001 電話番号0987(72)0134
- (2) 期間 令和7年7月3日から令和7年9月11日まで(ただし、県の休日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)
- 5 設計図書等の交付方法及び交付期間
- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス(<http://www.e-n-yusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)による閲覧若しくは提供(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)又は宮崎県串間土木事務所において閲覧若しくは貸出(ただし、県の休日を除く。午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))
- (2) 交付期間 令和7年7月3日から令和7年9月11日まで
- 6 設計図書等に関する質問及び回答
- (1) 質問の受付期間 令和7年7月3日から令和7年8月28日午後5時まで
- (2) 受付方法 串間土木事務所入札質問受付フォーム(<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/n-yusatu-kushima>)
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示
- 7 入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 電子入札システム上(紙入札の場合は、宮崎県串間土木事務所)
- (2) 提出期間 令和7年7月3日から令和7年7月18日午後5時まで(持参にあつては、県の休日を除く。午前8時30分から午後5時まで。送付にあつては、令和7年7月18日午後5時必着)
- (3) 提出方法 電子入札システムにより入札書を提出する場合には、宮崎県建設工事等電子入札実施要領(平成17年12月1日県土整備部技術企画課定め)第8条第1項に規定する入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)についても同システムにより提出すること。紙入札にあつては、宮崎県串間土木事務所に持参又は送付(書留郵便など配達記録確認ができるものに限る。以下同じ。)によること。
- 8 入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)に関する質問及び回答
- (1) 質問の受付期間 令和7年7月3日から令和7年7月11日午後5時まで
- (2) 受付方法 串間土木事務所入札質問受付フォーム
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示
- 9 共同企業体認定申請に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県串間土木事務所
- (2) 提出期間 令和7年7月3日から令和7年7月18日午後5時まで(持参にあつては、県の休日を除く。午前8時30分から午後5時まで。送付にあつては、令和7年7月18日付けの消印があるものまで有効とする。)
- (3) 提出方法 持参又は送付によること。
- 10 共同企業体認定申請に関する質問及び回答
- (1) 質問の受付期間 令和7年7月3日から令和7年7月11日午後5時まで
- (2) 受付方法 串間土木事務所入札質問受付フォーム
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示
- 11 技術申請書の交付方法及び交付期間
- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービスによる提供
- (2) 交付期間 令和7年7月3日から令和7年8月1日(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)
- 12 技術申請書に関する質問及び回答
- (1) 質問の受付期間 令和7年7月3日から令和7年7月25日午後5時まで

- (2) 受付方法 串間土木事務所入札質問受付フォーム
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示
- 13 技術申請書の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県串間土木事務所
- (2) 提出期間 令和7年7月3日から令和7年8月1日午後5時まで（持参にあつては、県の休日を除く。午前8時30分から午後5時まで。送付にあつては、令和7年8月1日付けの消印があるものまで有効とする。）
- (3) 提出方法 持参又は送付によること。ただし、技術提案については、電子データによる提出も併せて行うこと。
- 14 ヒアリング
- (1) 配置予定技術者に対するヒアリング及び技術提案の履行の確認に関するヒアリングを令和7年8月18日から令和7年8月22日までに実施する。
- なお、ヒアリングを実施する場所、日時及び方法等については、技術申請書等受付締切後に、通知する。
- (2) 前項の通知がありながらヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。
- 15 入札書等の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 電子入札システム上（紙入札の場合は、宮崎県串間土木事務所）
- (2) 提出期間 令和7年9月10日午前7時から令和7年9月11日午前9時50分まで（入札書等を書面により提出する場合は、令和7年8月29日午前9時から令和7年9月10日午後5時まで）
- (3) 提出方法 電子入札システム（紙入札の場合は、持参又は送付）による。
- 16 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県串間土木事務所入札室 串間市大字西方8970番地
- (2) 日時 令和7年9月11日午前10時
- 17 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 18 入札の無効に関する事項
- (1) 宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 虚偽の申請を行った者のした入札
- イ WTO実施要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- ウ この競争入札に係る契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- エ 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札
- オ 当初の入札に調査基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札
- (2) 入札を無効とした者には、その旨を入札無効通知書（一般競争入札実施要領（平成15年4月1日総務部財政課及び県土整備部技術企画課定め）別記様式第14号）により通知する。
- 19 総合評価に関する事項
- (1) 評価基準については、WTO実施要領を参照すること。
- (2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、次のとおりとする。
- なお、本工事の加算点の満点は、30点とする。

ア 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	ウェイト	配点
企業の技術力及び地域貢献度	施工実績 (代表構成員) 過去15年間の同種工事の施工実績	配点 × (実績件数 / 1件) 1件以上は満点	20	10
		JV構成員のうち、2人以上が県内企業		10
	地域貢献度	JV構成員のうち、1人が県内企業		5
		上記以外		0
配置予定技術者の能力	施工経験 (代表構成員) 過去15年間の主任 (監理) 技術者等の同種工事の施工経験	配点 × (経験件数 / 1件) 1件以上は満点	20	10
		専門技術力と監理能力		5
	ヒアリング	ヒアリング		5
術企力業に高度な技術 (※)	工事目的物の性能・機能に関する事項	配点 × (技術提案の得点 / 10点)	60	20
	社会的要請に関する事項	配点 × (技術提案の得点 / 10点)		20
	施工上配慮すべき事項	配点 × (技術提案の得点 / 10点)		20
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	0	-6
		入札参加資格停止 (3か月以上)		-5
		入札参加資格停止 (1か月以上3か月未満)		-4
		入札参加資格停止 (1か月未満)		-3
		上記に該当なし		0
得点 (満点)			100	

イ 総合評価の方法

○評価値の算出

(1) 加算点の算出 加算点 = 30点 × 評価項目ごとの得点の合計値 / 得点 (満点)

(2) 評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (基礎点 (90点) + 施工体制評価点 (10点) + 加算点) / 入札価格

なお、施工体制評価点については、調査基準価格以上の入札者に10点を加算するが、調査基準価格未満の入札者は、次の式により施工体制評価点の加算をする。

調査基準価格未満の入札者の施工体制評価点 = ((入札価格 - 失格基準価格) / (調査基準価格 - 失格基準価格)) × 10点

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備 考
同種工事	内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事	-	詳細を別表第1に記載
類似工事			

(評価項目の留意事項)

全て代表構成員について評価する。

(※企業の高度な技術力に係る技術提案)

企業の高度な技術力に係る技術提案については、別表第2に記載。

別表第1 同種工事の詳細

同種工事の名称	内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事	同種工事の番号	
<p data-bbox="247 427 384 450"><同種工事の定義></p> <p data-bbox="309 495 979 517">「内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事」とは、①及び②のいずれも満たす工事とする。</p> <ul data-bbox="363 562 1139 618" style="list-style-type: none"><li data-bbox="363 562 799 584">① 国、都道府県、市町村又は民間事業者が発注した工事であること。<li data-bbox="363 595 1139 618">② 内空断面が40㎡以上かつ延長1,400m以上のナトム工法による道路トンネル工事（災害復旧工事を含む。）であること。			
類似工事の名称			
<p data-bbox="247 866 384 889"><類似工事の定義></p>			

別表第 2 企業の高度な技術力に係る技術提案

評価項目	
工事目的物の性能・機能に関する事項	① 覆工コンクリート及びインバートコンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの配合と品質管理」に関する技術提案。
	② 覆工コンクリートの確実な充填を目的とした「コールドジョイント対策と天端部の空洞防止対策」に関する技術提案。
	③ 覆工コンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの締固めと養生」に関する技術提案。
	④ 覆工コンクリートの巻き厚不足の防止を目的とした「覆工コンクリートの厚み管理」に関する技術提案。
	⑤ 覆工コンクリートの漏水対策を目的とした「確実な防水機能の確保」に関する技術提案。
社会的要請に関する事項	① 坑内作業における安全対策を目的とした「粉じん対策」に関する技術提案。
	② 坑内作業における安全対策を目的とした「建設機械の事故対策と車両の事故対策」に関する技術提案。
	③ カーボンニュートラルを目的とした「工事施工時のCO2削減」に関する技術提案。
	④ 坑内作業における「作業環境改善」に関する技術提案。ただし、現場環境改善費で実施する提案及び【社会的要請に関する事項】の①～③の評価項目で提案したものと同一内容の技術提案は認めない。
	⑤ 「坑口部」及び「仮設備配置計画箇所」における一般車両との事故防止を目的とした「第三者に対する安全対策」に関する技術提案。
施工上配慮すべき事項	① 坑内及び切羽部における事故防止を目的とした「変位の監視」に関する技術提案。
	② インバート掘削時の安定性確保を目的とした「鋼製支保工の安定性」に関する技術提案。
	③ 「早期閉合」を目的とした「インバートの施工」に関する技術提案。ただし、インバートコンクリート打設前までの提案とし、②の評価項目で提案したものと同一技術提案は認めない。
	④ トンネル延長を考慮した「坑内作業時のガス中毒や火災等の「事故防止」及び「事故発生時」に備えた安全対策」に関する技術提案。ただし、現場環境改善費で実施する提案、【社会的要請に関する事項】の②の評価項目及び【施工上配慮すべき事項】の①で提案したものと同一内容の技術提案は認めない。
	⑤ 施工管理の向上または施工性の向上を目的とした「インフラ分野のDXの取組」に関する技術提案。ただし、【工事目的物の性能・機能に関する事項】の①から⑤と【社会的要請に関する事項】の①から⑤と【施工上配慮すべき事項】の①から④の評価項目で提案したものと同一内容の技術提案は認めない。

(3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札書受付開始日の3日前までに審査結果を通知する。

(4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。

なお、受注者の責めにより施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

20 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、19の総合評価の方法により算定した評価値が最も高い者を落札候補者（評価値が最も高い者が2者以上いる場合にあっては、当該評価値の者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領第19条第1項のくじ引きで決定した者）とする。落札候補者が低価格入札者でない場合には、そのまま落札者として決定する。

なお、落札候補者が低価格入札者である場合には、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）による低入札価格調査を実施した上、落札者を決定する。

21 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県申間土木事務所

22 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

23 契約の締結に関する事項

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに契約が成立するものとする。ただし、契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

24 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札に係る契約日は令和7年11月定例県議会議決後の令和7年12月を予定していることから、技術申請書の提出時点において配置予定技術者に手持工事がある場合（現場代理人、担当技術者又は専門技術者として従事している者を除く。）の契約工期の終期は令和7年11月末までであることを要件とする。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、共通事項書及び設計図書等による。

25 Summary

(1) Project Name:

National Route 448, Ishinami Area Construction, Ishinami Tunnel Construction (1 Area)

(2) Outline of Construction to be Commissioned:

Tunnel Length (L) = 1,511.0m

Tunnel Width (W) = 6.0 (8.5)m

Actual Length of Tunnel Required (L) = 1,511.0m

Number of Tunnel Entrance (N) = 1

(3) Location:

Ichiki, Kushima-shi, Miyazaki Prefecture, Japan

(4) Announcement of Tenders:

Thursday July 3rd, 2025.

(5) Bidding Date:

Thursday September 11th, 2025.

(6) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders:

Kushima Public Works Office, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government
Nishikata8970, Kushima-shi, Miyazaki Prefecture, 888-0001, Japan

Tel: 0987(72)0134

Fax: 0987(72)6582

Email: kushima-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 業務統合基盤の賃貸借及び保守

(2) 借入物品及び数量 業務統合基盤 一式

(3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり

(4) 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

(5) 納入場所 宮崎県警察本部

(6) 要求所属 宮崎県警察本部警務部情報管理課

宮崎市旭一丁目8番28号

郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

(7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料含む。）の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者であること。

- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査
- 入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和7年7月31日（木）午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。
- 審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については令和7年8月21日（木）までに要求所属から連絡する。
- 要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書（別記様式1）に必要書類を添えて、令和7年8月29日（金）午後5時までに下記13の場所に提出すること。
- また、上記書類の提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。
- 入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。
- なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 4(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208
- (2) 申請書類の受付期間
- 令和7年7月3日（木）から令和7年7月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時

で）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985（31）0110
- (2) 期間 令和7年7月3日（木）から令和7年9月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。

7 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和7年7月3日（木）から令和7年7月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。

※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

(3) 仕様、入札に関する質疑受付期限及び回答予定日

令和7年7月30日（水）午後5時までに入札質問書を持参のほか、送付又は電子メール（アドレス：mpha0201@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。電話による質問は認めない。送付及び電子メールにより提出する場合は、提出する前に必ず電話で送付又は電子メールで入札質問書を提出する旨連絡すること。送付又は電子メールで入札質問書を提出する場合は、令和7年7月30日（水）午後5時必着とする。

上記入札質問書に対する回答は令和7年7月31日（木）までに実施する。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和7年9月2日（火）午前10時（送付にあつては、下記13の場所に令和7年9月1日（月）午後5時必着とする。）
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和7年9月2日（火）午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

検討委員会が調達停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Lease and maintenance of Business integration platform, etc
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 2 September, 2025 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 1 September, 2025)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki-City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
令和 7 年 7 月 3 日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
宮崎県サーバ管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
宮銀デジタルソリューションズ株式会社
宮崎市高千穂通 1 丁目 5 番 14 号
- 5 随意契約に係る契約金額
95,277,600円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和 7 年 7 月 3 日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第 4 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和 36 年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の父母又は職員と同居している次の各号に掲げる者（第12条の4第1項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(介護部分休暇)</p> <p>第12条の3 [略]</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の父母又は職員と同居している次の各号に掲げる者（第12条の5第1項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(介護部分休暇)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第12条の4 管理者は、職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障</u></p>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の4 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 [略]

第12条の5 [略]
(部分休業)

第13条の3 管理者は、職員が請求した場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業をすることができない。

(1)・(2) [略]

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第12条の規定に基づく育児のための休暇又は第12条の3の規定に基づく介護部分休暇を承認されている職員については、2時間から当該育児のための休暇の時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する翌日までの1年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 対象職員が複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうち1人の子に係る前項に規定する期間内に前項の規定による措置を講じた時点がその他の子に係る前項に規定する期間の始期の到来前であるときは、当該その他の子に係る当該期間内に前項の規定による措置を講じなければならない。

4 管理者は、第1項第3号又は第2項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の5 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 [略]

第12条の6 [略]
(部分休業)

第13条の3 管理者は、職員が請求した場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業をすることができない。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 77時間30分

3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する第1項に規定する部分休業の承認は、1日につき2時間（第12条の規定に基づく育児のための休暇又は第12条の3の規定に基づく介護部分休暇を承認されている職員については、2時間から当該育児のための休暇の時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

- 4 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- 5 第2項の規定による申出をした職員は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- (1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- (2) 配偶者と別居した場合
- (3) その他の第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合

附 則

(施行期日)

- 1 この企業管理規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公表の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この企業管理規程による改正後の企業局企業職員就業規程（以下「改正後の規程」という。）第12条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の規程第13条の3第2項第2号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

病院局企業管理規程

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年7月3日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員就業規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業)</p> <p>第4条 職員（次に掲げる職員を除く。）の部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定するものをいう。）については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の適用を受ける者の例による。</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第4条 職員（次に掲げる職員を除く。）の部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条に規定するものをいう。）については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の適用を受ける者の例による。</p>

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。